

Title	核の「平和利用」と日米関係 : 原子力研究協定にみる「記憶」のポリティクス
Author(s)	田中, 慎吾
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/34550
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (田中 慎吾)

論文題名

核の「平和利用」と日米関係
- 原子力研究協定にみる「記憶」のポリティクス -

論文内容の要旨

本研究は、1955年に締結された日米原子力研究協定をめぐる経緯及び要因について、日米間の核の「軍事利用」の記憶といえる、「日本による戦時中の核研究」と「アメリカによる核兵器の使用」という2つの「核の記憶」から考察したものである。こうした研究の背景には、2011年の東日本大震災による第4のヒバクを契機として、核の「軍事利用」の被害を蒙ったヒバク国である日本が、加害国であるアメリカと、半世紀以上に渡り核の「平和利用」協力を行ってきた経緯が問い直されているという、核の「歴史」の「政治化」という問題関心が存在した。

そこで第1章では、1945年から1947年初頭という、トルーマン政権の初期の占領政策における対日核政策を考察した。一言で表すならば、この時期のトルーマン政権の対応は、日本の潜在的核能力の除去を通じて「日本による戦時中の核研究」という記憶の黙殺を目指すものであった。それは1945年9月22日の総司令部指令第3号、10月31日のWX79907、12月15日のWX88780という3つの指令に基づいた、核エネルギー研究を含む核物理学全般を禁止し、核物質の押収を行ったことに表れていた。

1946年8月9日、トルーマン政権は核エネルギーの利用を目指した核エネルギー研究の禁止は維持しつつも、それに該当しない基礎的な核物理学の研究・教育については認めるとの提案を極東委員会（FEC）に対して行った。先行研究は、この提案は前年10月にサイクロトロン破壊を契機とした、日本への謝罪・補償的意味合いから緩和を提案したものと示唆してきた。しかし本研究では、確かにサイクロトロン破壊は極東委員会（FEC）への提案を提出する契機となったが、この提案がなされた大前提には対日政策の変更が存在していたことを指摘した。ドイツにおける占領政策の変更と同様に、日本における占領政策も当初の懲罰的対応から経済の復興を通じた自立化を図ることが目指されるようになった。そうした新たな占領政策においては、科学研究をある程度許可して、経済・産業活動に用いる必要があった。それゆえに、核エネルギー研究の禁止令を公表し、その他を明確に許可することが目指されたのであった。このような前提の下で、トルーマン政権の内部では、基礎的な核物理学研究は許可されようとしていた核エネルギーの国際管理構想案や、アメリカによる占領区域下のドイツにおいては基礎的な核物理学研究が許可されていたことも考慮されていたことを明らかにした。

第2章では、冷戦が本格化する占領中期から日本の独立にかけての、トルーマン政権の対日核政策を考察した。特に本章の焦点は、対日講和条約における核エネルギー研究規制の取り扱いに置いた。トルーマン政権は対日政策が復興へと大きく転換する1948年頃より、冷戦状況の進展を受け、日本の潜在的核能力を除去するのではなく、むしろアメリカのために利用することを画策し始めていた。ただし占領期間においては、日本に核エネルギー研究を禁止することは一貫しており、アメリカに日本人科学者を招聘することや、日本本土にアメリカが緊急事態に前線基地として使える研究施設などを構築することが画策されていたことを明らかにした。

こうした冷戦状況の明確化・固定化を受けた対日政策の転換ゆえに、様々な規制と共に核エネルギー規制は講和条約の草案から姿を消した。しかし削除された他の規制と異なり、講和条約の署名後から発効にかけて、トルーマン政権内部の国務省、国防総省、原子力委員会の三者間において、講和後の日本における核エネルギー規制が議論されていたことを明らかにした。そうした議論の結果、対日政策全般からの判断として、講和後の日本に明文化された核エネルギー規制を押しつけることは好ましくないと判断され、原則として日本が核兵器開発を自制することが期待するとされた。しかしながら、日本が独自の核開発を目指すなどの不測の事態が発生した場合は、講和条約と共に署名されていた日米安保条約を根拠として、引き続き日本に駐留するアメリカ軍によって、その事態に対処できるとトルーマン政権では判断したのであった。つまり、日本の核の「平和利用」は当初より日米同盟の存在を前提とし、アメリカの「核の平和利用の傘」の中においてのみ認められものであったことを本章では明らかにした。

第3章においては、日本が主権を回復した1952年4月から、核の「平和利用」を巡る日米間の協力体制が構築された

1955年を対象として考察した。講和条約発効後、日本が核の「平和利用」にどれほど情熱を持っているかトルーマン政権は判断しかねていたものの、アメリカ以外の第3国から技術援助を受けるとの憶測も存在していた。第2章で明らかにしたように、日本における核の「平和利用」は、アメリカによる「核の平和利用の傘」の下においてのみ認められるものであった。そのため、トルーマン政権においては、日本が第3国から技術援助を受けることは許容できるものではなかった。

一方、それまで黙殺することが可能であった、もう一つの「核の記憶」である「アメリカによる核兵器の使用」が、1950年以降に大きく「政治化」し始めていた。それゆえ、アメリカでは自らの罪の意識を減じさせるかのように、日本に対して「核の平和利用」分野において何らかの援助を画策し始めた。しかしながら、自らの核兵器使用の正当性が毀損されることを何よりも恐れるトルーマン政権にとって、ベルギーや南アフリカといった核物質の供給国といった他の重要な同盟国を差し置いて、特別な「援助」を日本に対して行うことは憚られていた。

こうした「核の記憶」をめぐる葛藤ゆえに、講和後のトルーマン政権及び初期のアイゼンハワー政権においては、日本に対して核の「平和利用」分野における積極的援助は慎まれ、情報の提供による緩やかな「教育」が試みられるのみであった。つまり、トルーマン政権末期からアイゼンハワー政権初期にかけてのアメリカは、「日本による戦時中の各研究」という記憶に基づいて、再び日本が核兵器開発へと至らぬように、日本を「核の平和利用の傘」へと組み込むとの意思を明確に示していたが、一方で他の同盟国に先駆けてそうした行動をとることは、自らの核兵器使用の正当性を毀損する恐れが存在した。それゆえに、対日核政策は慎重な対応を採らざるを得なかったのである。

そうした手詰まり状況を打破したのが、1954年3月に発生した第五福龍丸事件であった。この事件により、アイゼンハワー政権は日本国内の反核感情を緩和させるという緊急の課題に対処することが迫られた。それゆえ、アイゼンハワー政権は背中を押される形で、日本に対する核の「平和利用」分野における積極的協力へと大きく方針を転換させたのであった。ただし、それによって「核の記憶」に基づく葛藤が消え去ったわけではなかった。アイゼンハワー政権は、他の多くの友好国・同盟国への援助の一貫として日本を取り扱うことで、その葛藤を打破するのではなく迂回して対日援助を決定したのであった。その意味で、アイゼンハワー政権が日本に対して日米原子力研究協定の締結を提案し実際に締結するに当たっては、2つの「核の記憶」の妥協がなされたと本研究では指摘した。

一方、この申し出を受けた日本にとっても、日米関係を取巻く冷戦状況、そして第五福龍丸事件で毀損した日米関係を鑑みれば、日本にとってその申し出を拒否するという選択肢は実質的には存在しなかった。それゆえ日本ではヒバク国ゆえに核の「平和利用」を邁進するという形で「核の記憶」を妥協させた。その上で、日米両国は核の被害国と加害国という核の「軍事利用」の「記憶」に暗黙の妥協を行い、新たに核の「平和利用」の歴史を日米間で構築していくという、「記憶」の妥協を行った。それこそが、本来アメリカから日本への一方的な「援助」を定める内容の日米原子力研究協定の正式なタイトルに、「協力 (co-operation)」という文言が用いられている理由であると、本研究は結論づけた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 (田中 慎吾)	
	(職) 氏名
論文審査担当者	主査 教授 星野 俊也
	副査 教授 坂元 一哉
	副査 准教授 山田 康博
	副査 教授 竹内 俊隆

論文審査の結果の要旨

本論文は、第二次世界大戦を戦った日米両国が戦後の1955年には日米原子力研究協定を締結するまでに至る経緯と要因を解明するにあたり、特に「日本による戦時中の核研究」と「米国による核兵器の使用」という日米双方が共有していた二つの「核の記憶」に着目し、米国のトルーマン及びアイゼンハワー両政権の対日核政策を研究したものである。本論文は、問題の所在や研究全体の枠組みを論じた序章に続く本論3章と終章、及び補章で構成される。

第1章は、米国による日本占領期の初期の1946年8月9日にトルーマン政権が極東委員会に提出した核物理学に関する研究規制の提案の背景を詳細に考察した。本章では、トルーマン政権がこの提案を通じて対日政策を修正し、核エネルギー研究の禁止を明確化・公表することによって、「日本による戦時中の核研究」の記憶の黙殺を目指すものであったとした。

第2章の焦点は、対日講和条約から核エネルギーの規制が削除された経緯とその要因の解明であり、かかる規制が削除された理由として、トルーマン政権内部において、講和後の日本が独自の核開発を目指すなどの不測事態には日米安保条約に基づく駐留米軍で対処することが可能との判断が存在していたことを明らかにした。ここから、米国は「日本による戦時中の核研究」の記憶を怖れつつも、日本の核の「平和利用」については米国の「核の平和利用の傘」の中において認めることを計画していたことが描かれている。

第3章では、1955年の日米原子力研究協定の締結に至る動きを特に1954年の第五福龍丸事件との関連から考察している。事件の発生により核の「平和利用」分野において「援助」の必要性が増したアイゼンハワー政権は、他の友好国への援助の一環として日本も取り扱うこととし、自国による核兵器の使用の正当性をしつつ、日米間の研究協力を進める本協定の締結を打診した。ここに、日本と米国の核に関する二つ「記憶」の間の妥協があったことを指摘した。また、本協定により誕生した日米間の核の平和利用における協力体制は、日米間の第二次世界大戦の「核の記憶」をめぐる政治的な妥協の結果であり、日米同盟を円滑化させるための重要な要因となったことが明らかにされた。

なお、補章では、核エネルギーの開発と利用に関する戦後の日米間の動きの前提として、戦時中の日本国内における核エネルギー研究の実態を明らかにするものである。ここでは、日本海軍の「F研究」プロジェクトの誕生から終焉までの流れを丹念に解明している。本章では、「F研究」の誕生にはこれまで存在が知られてこなかった海軍航空本部と海軍航空技術廠によるプロジェクトが関与している可能性が極めて高いこと、また、「F研究」の終焉は8月15日の敗戦ではなく、プロジェクトの性格は変わりつつも占領直後の1945年9月まで続けられていたと考えられることなどを示した。これが「日本における戦時中の核研究」の記憶の中核になる。

ヒロシマ、ナガサキ、第五福龍丸、そしてフクシマ、と日本のなかに刻み込まれた「ヒバク」体験と、核の平和利用の傘のもとでの日米原子力協力という二面性をもった日米関係を日米双方の「記憶」という観点から研究するユニークな試みだが、それにとどまらず、先行研究や外交一次資料を丹念にあたり、新資料や新発見も踏まえた意欲的な作品といえると判断し、審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。